

窓口で手続きを行う際、 マイナンバー（社会保障・税番号） の記入や確認が必要になります



マイナンバーの記入が必要な手続き

課名	申請書等	課名	申請書等
市民税課 (☎22-2209)	個人住民税・軽自動車税・国民健康保険税の減免等に係る各種申請届出	こども課 (☎25-5206)	児童手当・児童扶養手当の認定、未熟児養育医療費・ひとり親家庭等医療費の給付、保育料の決定等に係る各種申請届出
社会福祉課 (☎25-5204)	助産・生活保護の実施、就労自立支援金・母子家庭自立支援給付金・特別給付金・支援給付の給付等に係る各種申請届出	保険年金課 (☎25-5201)	国民健康保険・後期高齢者医療制度の資格、給付等に係る各種申請届出
障がい者福祉課 (☎27-7331)	特別児童扶養手当・特別障害者手当等の認定、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付、自立支援医療（精神通院）・障害福祉サービス・障害児の通所・補装具費等の給付等に係る各種申請届出	保健センター (☎22-0648)	妊娠届
高齢者介護課 (☎25-5205)	介護保険の資格認定、給付に係る各種申請届出	建築住宅課 (☎26-6869)	市営住宅の入居等に係る各種申請届出
		学校教育課 (☎25-5228)	市立幼稚園の保育料の決定等に係る各種申請届出

※総合支所等で上記の手続きをする場合も同様の扱いとなります。

マイナンバーの確認に必要なもの

手続きの際にマイナンバーと、申請者本人を確認できるものを提示していただきますので、ご協力をお願いします。

○個人番号カードを提示した場合

マイナンバーの確認	申請者本人の確認
 (裏面)	 (表面)
個人番号カード	

○個人番号カードを提示しない場合

マイナンバーの確認	申請者本人の確認
通知カード または 住民票（マイナンバー付き） 等	運転免許証 または パスポート 等
+	
↑上記が困難な場合には、健康保険の被保険者証と年金手帳などの、2つ以上の書類の提示 等	

※郵送での手続きや、代理人による手続きの場合は必要なものが異なることがありますので、詳しくは各手続きの担当課までお問い合わせください。

※住民票（マイナンバー付き）の交付は、市民課（☎22-5348）までお問い合わせください。

☎情報政策課 ☎22-2204 ☎22-1363



「マイナンバー制度」に関して行政機関等から直接、電話やメール、訪問調査をすることはありません。不審な電話があったら対応せず、すぐ電話を切り、メールは無視し、戸別訪問された場合は回答前に消費生活センターにご相談ください。

☎秩父市消費生活センター ☎25-5200